

第27号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号アの表神戸市営東山住宅の項を削り，同表神戸市営フレール浜山住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営新御崎西住宅	神戸市兵庫区御崎町1丁目
------------	--------------

別表第1第1号イの表神戸市営本山神岡住宅の項を削る。

別表第1第2号の表神戸市営東山住宅の項を削る。

別表第5第1号アの表神戸市営フレール浜山住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営新御崎西住宅	神戸市営住宅新御崎西 駐車場	神戸市兵庫区御崎町 1丁目
------------	-------------------	------------------

別表第5第1号イの表神戸市営本山神岡住宅の項を削る。

別表第5第2号の表神戸市営新中山手住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営楠住宅	神戸市営住宅楠駐車場	神戸市中央区楠町1 丁目
---------	------------	-----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。ただし，別表第1第1号アの表の改正規定（神戸市営フレール浜山住宅の項の次に神戸市営新御崎西住宅の項を加える部分に限る。）及び別表第5第1号アの表の改正規定は，公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）別表第1第1号アの表神戸市営新御崎西住宅の項，別表第5第1号アの表神戸市営新御崎西住宅の項及び別表第5第2号の表神戸市営楠住宅の項の規定を施行す

るために必要な許可その他の行為は、この条例の施行前の日においても、新条例の例によりすることができる。

理 由

市営住宅を設置する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市営住宅条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表第1 (第4条関係)

(1) 公営住宅

ア 国の補助に係る公営住宅

名称	位置
略	略
神戸市営東山住宅	神戸市兵庫区東山町 1丁目
略	略
神戸市営フール浜山住宅	神戸市兵庫区浜中町 1丁目
_____	_____
略	略

_____	_____
_____	_____
神戸市営新御崎西住宅	神戸市兵庫区御崎町 1丁目

イ 国の補助に係らない公営住宅

名称	位置
神戸市営本山神岡住宅	神戸市東灘区森北町 1丁目
略	略

_____	_____
_____	_____

(2) 改良住宅

名称	位置
略	略
神戸市営東山住宅	神戸市兵庫区東山町 1丁目
略	略

_____	_____
_____	_____

(3), (4) 略

別表第5 (第62条関係)

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
略	略	略
神戸市営フレール浜山住宅	神戸市営住宅フレール浜山駐車場	神戸市兵庫区浜中町1丁目
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
略	略	略

神戸市営新御崎西住宅	神戸市営住宅新御崎西駐車場	神戸市兵庫区御崎町1丁目

イ 国の補助に係らない公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
神戸市営本山神岡住宅	神戸市営住宅本山神岡駐車場	神戸市東灘区森北町1丁目
略	略	略

_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

(2) 改良住宅の共同施設として設置された駐車場

改良住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
略	略	略
神戸市営新中山手住宅	神戸市営住宅新中山手駐車場	神戸市中央区中山手通8丁目
	神戸市営	神戸市中

	住宅新中山手第2 駐車場	中央区中山 手通8丁 目
	神戸市営 住宅新中山手第3 駐車場	神戸市中 央区中山 手通8丁 目
_____	_____	_____
_____	_____	_____
略	略	略

(3), (4) 略

神戸市営 楠住宅	神戸市営 住宅楠駐 車場	神戸市中 央区楠町 1丁目